

～地域密着型サービス～

住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう、小規模で地域に展開するサービス体系です。

【小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護】

利用する人の心身の状況、環境や希望に応じて、「通い」を中心に、「訪問」や「泊まり」を組み合わせた介護サービス計画を作成します。食事や入浴、排泄などの介護、日常生活上の世話を、1月当たりの定額で受けることができます。常になじみの職員によるサービスを受けることができ、環境の変化に敏感な認知症の高齢者などの不安緩和に有効です。

標準的なサービスの自己負担額（費用の1割）

○要支援1・2の人（介護予防小規模多機能型居宅介護）、要介護1～5の人（小規模多機能型居宅介護）

要支援1	1月につき	4,200円
要支援2	1月につき	7,938円
要介護1	1月につき	11,582円
要介護2	1月につき	16,858円
要介護3	1月につき	24,277円
要介護4	1月につき	26,739円
要介護5	1月につき	29,428円

注：食費や宿泊費は自己負担となります。また、その他に日常生活費がかかる場合があります。

【認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護】

認知症の高齢者を対象に、デイサービスセンターなどの施設で、食事や入浴、機能訓練などのサービスを行います。

標準的なサービスの自己負担額（費用の1割）

○要支援1・2の人（介護予防認知症対応型通所介護）、要介護1～5の人（認知症対応型通所介護）

要支援1	1回につき	889円
要支援2	1回につき	979円
要介護1	1回につき	1,006円
要介護2	1回につき	1,105円
要介護3	1回につき	1,204円
要介護4	1回につき	1,303円
要介護5	1回につき	1,402円

注：食費やおむつ代は別途自己負担となります。

【認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護】

認知症の状態にある高齢者が、少人数で共同生活をおくりながら、介護スタッフによる入浴、排泄、食事などの介助や日常生活上の世話を受けることができます。

標準的なサービスの自己負担額（費用の1割）

○要支援2の人（介護予防認知症対応型共同生活介護）、要介護1～5の人（認知症対応型共同生活介護）

要支援2	30日当たり	24,930円
要介護1	30日当たり	25,050円
要介護2	30日当たり	26,220円
要介護3	30日当たり	27,030円
要介護4	30日当たり	27,510円
要介護5	30日当たり	28,140円

注1：食材料費や居室の賃貸借契約に必要な費用（家賃・敷金・礼金・共益費など）は、保険の対象に含まれませんので、事業者を確認してください。

注2：その他の居宅サービス（居宅療養管理指導を除く）と同時に利用することはできません。

【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）】

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設です。自宅では介護が困難な人が入所して介護を受けることができます。

標準的なサービスの自己負担額（費用の1割）

○ユニット型個室を利用した場合

要介護1	30日当たり	23,250円
要介護2	30日当たり	25,350円
要介護3	30日当たり	27,600円
要介護4	30日当たり	29,700円
要介護5	30日当たり	31,800円

注1：この他に、別途食費・居住費・日常生活費などが必要です。（P75参照）

注2：食費・居住費には、所得に応じて軽減の制度があります。（P75参照）

～住環境を整えるサービス～

在宅での生活を暮らしやすくする手助けをします。

【福祉用具の貸与／介護予防福祉用具貸与】

能力に応じて、できるだけ自立した在宅生活を送るために、必要な福祉用具を借りることができます。ただし、一部の品目は、要介護度によって制限があります。

○対象品目

要介護1～5・ 要支援1～2	手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ
要介護2～5のみ （原則）	車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト
要介護4～5のみ （原則）	自動排泄処理装置

【特定福祉用具購入／特定介護予防福祉用具購入】

能力に応じて、できるだけ自立した在宅生活を送るために、指定を受けた販売店から福祉用具を購入した場合、1年につき10万円を限度に、その9割を介護保険から支給します。

○対象品目

要介護1～5・ 要支援1～2	腰掛便座、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分、自動排泄処理装置の交換可能部品
-------------------	--

【居宅介護住宅改修／介護予防住宅改修】

能力に応じて、できるだけ自立した在宅生活を送るために、手すりの取り付けなどの住宅改修を行った場合に、改修費用20万円を限度に、その9割を介護保険から支給します。

ただし、工事を始める前に、市に申請を行う必要があります。

○対象となる改修

①手すりの取付け（廊下・便所・浴室・玄関等への設置）
②段差の解消（居室・廊下・便所・浴室・玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差や傾斜の解消）
③滑りの防止・移動の円滑化等のための床材又は通路面の材料の変更（居室：畳敷から板製床材・ビニル床材等への変更、浴室：滑りにくい床材への変更、通路面：滑りにくい舗装材への変更）
④引き戸等への扉の取替え（扉全体の取替え、ドアノブの変更、戸車の設置、扉の撤去等）
⑤洋式便器等への便器の取替え（和式便器から洋式便器への取替え）
⑥その他、①～⑤の住宅改修に付帯して必要な住宅改修

memo



福祉



介護保険の負担軽減

高額介護サービス費の支給

世帯内で同じ月の利用料(食費・居住費などは除かれます)が次の額を超えたときは、申請によって超えた分を払い戻します。

段階区分	利用者負担上限額 (月額)
・生活保護の方など	15,000円 個人 15,000円
・世帯全員が市民税非課税の方など	24,600円
・高齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 ・世帯全員が市民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	個人 15,000円
・一般(上記及び下記以外の方)	37,200円
・課税所得145万円以上で年収が520万円(単身世帯の場合で383万円)以上などの現役並み所得に相当する方	44,400円 (平成27年8月から)

社会福祉法人による利用者負担の軽減

市民税非課税世帯で、次の要件をすべて満たす人に対して、社会福祉法人が提供するサービスの利用料及び食費・居住費の25%を減額します。

- ・世帯の年間収入が1人世帯で150万円、1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- ・預貯金の額が1人世帯で350万円以下、1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- ・日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- ・負担能力のある親族などに扶養されていないこと。
- ・介護保険料を滞納していないこと。

訪問介護利用者の負担軽減

市民税非課税世帯で、訪問介護を利用している人に対して、通常10%の利用料自己負担を6%に軽減します。

特定入所者介護サービス費の支給

短期入所や施設サービスを利用した際の食費や居住費について、所得が低い人の負担が大きくなるように限度額を設けて利用者負担を軽減します。(P75参照)

高額医療・高額介護合算療養費制度

世帯内で同一の医療保険に加入している人の、1年間(8月～翌年7月)の医療保険と介護保険の自己負担の合計が、年齢や所得に応じて定められている限度額を超えた場合に、限度額を超えて支払った分を払い戻します。

限度額や申請方法など詳細については、加入している医療保険の保険者に問い合わせください。



福祉

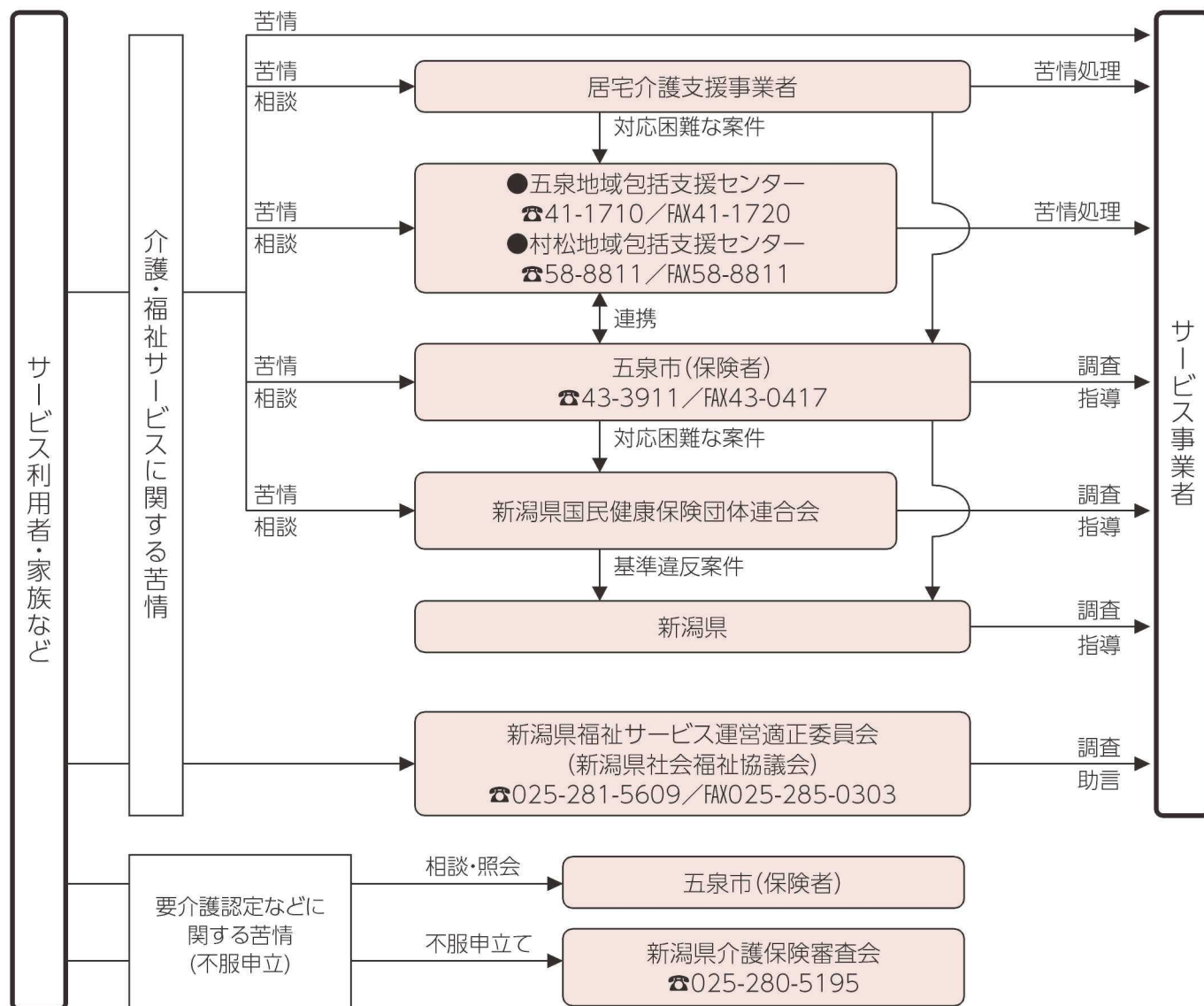
memo

介護サービスに関する苦情・相談について

■サービスに対する苦情・相談

介護サービス利用者からのサービス内容に関する苦情及び相談は、各サービス事業所に対応の体制を定めていますが、市など、事業所以外の機関に申し立てを行うこともできます。

また、要介護認定や介護保険料の徴収に関して不服がある場合は、新潟県介護保険審査会に不服審査請求を行うことができます。



平成27～29年度の介護保険料

介護保険料は、所得などに応じて11段階に分かれます。これまでの9段階よりもさらに細分化し、より所得に応じた額となるように設定しました。

なお、実際に納付する金額は、前年の所得が決定するまでは「仮徴収額」、所得が決定した後は「本徴収額」となるため、表の平均月額とは一致しません。年額で一致しますので、確認ください。

所得段階	対象者		保険料率	保険料額	
				平均月額	年額
第1段階	本人が市民税非課税 同じ世帯にいる人全員が市民税非課税	○生活保護を受けている人 ○本人が老齢福祉年金を受けている人 ○本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額の45%	2,777円	33,324円
第2段階		本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	基準額の75%	4,629円	55,539円
第3段階		本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える人	基準額の75%	4,629円	55,539円
第4段階	同じ世帯に市民税課税者がいる	本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額の90%	5,554円	66,647円
第5段階		第4段階以外の人	基準額	6,171円	74,052円



所得段階	対象者		保険料率	保険料額	
				平均月額	年額
第6段階	本人が市民税課税 されていて本人の 合計所得金額が	120万円未満の人	基準額の120%	7,406円	88,863円
第7段階		120万円以上190万円未満の人	基準額の130%	8,023円	96,268円
第8段階		190万円以上290万円未満の人	基準額の150%	9,257円	111,078円
第9段階		290万円以上400万円未満の人	基準額の160%	9,874円	118,484円
第10段階		400万円以上600万円未満の人	基準額の170%	10,491円	125,889円
第11段階		600万円以上の人	基準額の175%	10,800円	129,591円

■介護保険料の納め方

年金が年額18万円以上の人(特別徴収)

- 年金の支給の際にあらかじめ天引きされます。
- 年金が年額18万円以上であっても、65歳になったときなど、一時的に納付書で納める場合があります。
- 所得が決まるまでの4・6・8月は、暫定保険料として前年度2月と同程度の保険料を納めます。

年金が年額18万円未満の人(普通徴収)

- 市が郵送する納付書で納めます。
- 口座振替が利用いただけます。(申し込みが必要です)
- 所得が決まるまでの4～6月は、暫定保険料として前年度の保険料年額の12分の1を毎月納めます。

■介護保険料の減免

次の要件すべてに該当する場合、介護保険料の減免を受けることができます。

- 要件
 - ・世帯の年間収入が、一人世帯で80万円、1人増えるごとに40万円を加算した額以下であること。
 - ・世帯全員が市民税非課税であること。
 - ・世帯全員の所得がないこと。
 - ・市民税を課税されている人と生計を共にしていないこと。
 - ・市民税が課税されている人に扶養されていないこと。
 - ・活用できる資産がないこと。

■介護保険料を納めないでいると？

保険料を滞納していると、滞納した期間に応じて次のような措置がとられます。納め忘れにはご注意ください。

- 1年以上納めないと…利用者がサービス費用の全額(10割分)をいったん負担します。申請によって、その後の保険給付(9割分)が利用者に支払われます。
- 1年6ヵ月以上納めないと…利用者がサービス費用の全額(10割分)をいったん負担します。その後、申請しても保険給付(9割分)の一部又は全部が差し止められ、滞納した保険料に充てられることがあります。
- 2年以上納めないと…滞納した期間に応じて、通常1割の利用者負担が3割になり、その間は利用負担軽減の制度(高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費)も受けられません。同時に、利用者がサービス費用の全額(10割分)をいったん負担し、保険給付(7割分)は差し止められて滞納した保険料に充てられることがあります。

※保険料を納めていない人が新たに介護保険サービスを利用する場合も、同じように制限されます。

※40～64歳の人で、加入している医療保険の保険料を滞納している人がサービスを利用する場合も、制限があります。

障害福祉

障がい者の手帳交付に関すること

問 健康福祉課 障害係 / 村松支所 福祉係

■身体障害者手帳の交付

- (1) 内 容 身体障害者福祉法に基づき交付され、障がいの状態や程度を証するものであり、さまざまな障害福祉サービスの利用や公共交通機関の割引、税制の優遇措置などを受ける際に必要となります。
手帳の等級は、障がいの程度により1級から6級までの区分があります。
- (2) 対 象 上下肢・体幹・目・耳・言語・内臓機能に永続する障がいのある人。
- (3) 手 続 市の担当窓口から所定の診断書用紙の交付を受け、指定されている認定医に診断書を作成してもらい、申請書・印鑑・顔写真とともに窓口へ提出してください。

■療育手帳の交付

- (1) 内 容 知的障がいのある人が、一貫した療育・援助や様々な福祉施策を受けやすくすることを目的とし、公共交通機関の割引や税制の優遇措置などを受ける際に必要となります。
手帳の等級は、障がいの程度によりA及びBの2つの区分があります。

- (2) 対 象 児童相談所又は知的障害者更生相談所において、以下に該当すると判定された人。

A(重度)

- ・知能指数がおおむね35以下で日常生活において介助又は監護を必要とする人。
- ・肢体不自由、盲、ろうあ等の障がいを有し、知能指数がおおむね50以下で、日常生活において介助又は監護を必要とする人。

B(中軽度)

- ・重度に該当しない人。

- (3) 手 続 窓口へ申請書と顔写真を提出し、別に指定される日に児童相談所または知的障害者更生相談所の面接判定を受けます。

■精神障害者保健福祉手帳の交付

- (1) 内 容 障がいの程度に応じて1、2、3級の3等級に分けられ、税制の優遇措置等を受ける際に必要となります。
- (2) 対 象 精神疾患を有する人のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人。
- (3) 手 続 申請書、医師の診断書(指定診断書)または精神障がいを理由とする障害年金証書、印鑑、顔写真を窓口へ提出してください。

※各障害者手帳について、障がい等級により受けることができないサービスもあります。

障害者総合支援法に関すること

問 健康福祉課 障害係 / 村松支所 福祉係

■障害福祉サービスの利用のしかた

障害福祉サービスを利用するためには、事前の申請などの手続きが必要になります。また、障害者手帳などの交付を受けていることも要件となります。まずは下記の窓口にご相談ください。

①相談
五泉市障がい者基幹相談支援センター
五泉市南本町1丁目6番24号
☎41-0653
○営業時間 8:30～17:15
○定休日 土・日・祝日
○E-mail kikan@city.gosen.lg.jp

②調査
障がい者などと面接して、心身の状況や生活環境などについての調査を行います。また、かかりつけ医に医師意見書を書いてもらいます。

③審査・判定

調査の結果および医師の診断結果をもとに、市区町村の審査会で審査・判定が行われ、どのくらいサービスが必要な状態か(障害支援区分)が決められます。その後、サービス等利用計画案を提出してもらいます。(特定相談支援事業者に作成依頼することができます)

④決定(認定)・通知

サービス等利用計画案をもとに、サービスの関係機関が集まり会議を行います。市はこれをふまえサービスの支給量などを決定し、「障害福祉サービス受給者証」を交付します。
※認定結果に満足できないときは、県に申し立てをすることができます。

⑤事業者と契約

サービスを利用する事業者を選択し、利用に関する契約をします。

⑥サービスの利用開始

受給者証を提示してサービスを利用し、原則として利用者負担(1割)を支払います。



福祉

①障害福祉サービス

項目	利用できる人	内容
居宅介護(ホームヘルプ)	在宅の障がい児・者	ホームヘルパーを派遣して、家事・介護などを行います。
短期入所(ショートステイ)	在宅の障がい児・者	障がい児・者の介護者が、病気・事故・出産などのため家庭での介護が困難となったとき、一定期間その障がい児・者を施設で介護します。
重度訪問介護	在宅の重度肢体不自由者で、常時介護を必要とする障がい者	居宅において入浴・排泄・食事の介護、外出時の移動中の介護などを総合的に介護します。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難がある障がい児・者	外出時において同行し、移動に必要な情報の提供、介護などを行います。
行動援護	知的・精神障がいにより行動上著しい困難がある人で常時介護を要する障がい児・者。	行動の際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や、外出時における移動中の介護などのサービスが受けられます。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する人で、介護の必要の程度が著しく高い障がい者	居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に利用できます。
生活介護	常時介護を要する障がい者	昼間、障害者支援施設などで行われる入浴・排泄・食事の介護や創作活動又は生産活動の機会の提供などの支援が受けられます。
療養介護	医療と常時介護を要する障がい者	病院などで行われる機能訓練、療養上の管理、介護医学的管理のもとでの介護や日常生活上の支援が受けられます。
施設入所支援	施設における介護が必要な障がい者	夜間や休日、入浴・食事・排泄などの介護が受けられます。
共同生活援助(グループホーム)	援助が必要な障がい者	共同生活を営む住居において、相談その他の日常生活上の援助が受けられます。
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	機能訓練及び生活訓練を必要とする障がい者	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練が受けられます。
就労移行支援	就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を必要とする障がい者	一般企業などでの就労を希望する人を対象として、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練が受けられます。
就労継続支援(A型・B型)	働く場及び就労に必要な知識能力の向上を必要とする障がい者	一般企業などでの就労が困難な人を対象として、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練が受けられます。

※障がい者…原則、18歳以上

②地域生活支援事業

項目	利用できる人	内容
相談支援	障がい児・者及びその家族等	必要な情報の提供や、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専門相談員の対応が受けられます。
移動支援	移動支援が必要と認められる障がい児・者	外出時における介護などのサービスが受けられます。個別移動支援・グループ移動支援があります。
日中一時支援	在宅の障がい児・者	障がい者などの家族の就労支援、日常的に介護している家族の一時的な休息及び障がい者などの日中活動の場を提供することを目的に、障がい者などを一時的に預かります。
日常生活用具給付等	市内に居住地を有する重度障がい者等	重度の障がい児・者のその障がい内容により、日常生活用具を給付します。
地域活動支援センター	①五泉市または近郊在住の障がい者及びその家族 ②障がい者の利用を妨げない範囲で施設長が認めた個人・団体等	地域で生活する障がい者に対して、日常生活の相談・支援、創作的な活動や生産活動、地域交流活動を行うことにより、社会復帰と社会参加の促進を図ります。
更生訓練費給付	法による支給決定障がい者で就労移行支援又は自立訓練を利用し、利用者負担額の生じない人	訓練のための経費及び通所のための経費の給付
声の広報等発行	市内に住所を有し、文字による情報の入手が困難な視覚障がい者で利用登録をした人	文字による情報の入手が困難な障がい者に対し、広報など地域生活をする上で必要な情報を音訳により(CD)定期的に提供するサービスが受けられます。
自動車運転免許取得・改造助成	次のすべての要件に該当する人としてします ①自動車免許の取得 ア 身体障害者手帳の1級から4級を所持していること イ 免許を取得する事により社会参加が見込まれること ウ 五泉市に居住していること ②自動車改造費助成(本人運転の場合) ア 上肢、下肢または体幹機能障がいにより身体障害者手帳1、2級を所持していることまたは運転免許証に改造の要件が記載されていること イ 当該改造によって、社会参加が見込まれること ウ 申請の前年の身体障がい者本人の所得税課税所得金額が、所得制限限度額を超えないものであること エ 原則として過去5年間に、この事業及び身体障害者用自動車改造助成事業による助成を受けていないこと ③自動車改造費助成(介護者運転の場合) ア 身体障害者手帳1、2級を所持し、かつ自ら自動車を運転できない車椅子利用者がいる世帯であること イ 当該改造によって、当該身体障がい者の社会参加が見込まれること ウ 申請の前年の身体障がい者本人またはその配偶者若しくは身体障がい者本人の生計を維持する民法上の扶養義務者の所得税課税所得金額が、所得制限限度額を超えないものであること エ 原則として過去5年間に、この事業及び身体障害者用自動車改造助成事業による助成を受けていないこと	身体障がい者の社会参加の促進を図るため、身体障がい者に第1種普通自動車免許の取得に要する費用の一部、また、身体障がい者が就労等に伴い自動車を改造する場合や、自ら運転できない重度の身体障がい者若しくは生計を同一にする者が改造された自動車を購入などする場合、その経費の一部を助成します。

※障がい者…原則、18歳以上



福祉

③自立支援医療・補装具支給制度

項目	利用できる人	内容
自立支援医療制度 (更生・精神通院医療)	①更生医療(身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の人) ②精神通院医療(精神疾患を有する人で、通院による精神医療を継続的に要する人)	心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減します。
身体障害児・者補装具支給制度	身体障害者手帳所持者	身体障がい者の日常生活や社会生活の向上を図るために、その失われた身体機能や損傷のある身体機能を補うための用具(補装具)の交付(修理)を行います。

▶ その他福祉サービス

項目	対象	内容
重度心身障害者医療費助成	次に該当する人(ただし所得制限により助成されない場合があります) ①療育手帳Aの交付を受けている人 ②身体障害者手帳1～3級の手帳の交付を受けている人	重度の心身障がい者の医療費を一部助成します。ただし、育成医療や更生医療など、他の制度による医療が受けられる場合は、それらの制度が優先します。
精神障害者医療費助成	精神障がい者	精神障がいの治療のための、医療費の一部を助成します。
特別障害者手当	20歳以上で、精神または身体に著しい重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする人(在宅であること)	月額 26,830円
障害児福祉手当	20歳未満で、精神または身体に著しい重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする人(在宅であること)	月額 14,600円
福祉タクシー利用料金及び自動車燃料費助成	①身体障害者手帳1～3級または下肢不自由による4級該当の人 ②療育手帳A該当の人 ③精神障害者保健福祉手帳1級該当の人	重度心身障がい者の社会参加の意欲の向上と福祉の増進を図るため、タクシー利用料金及び自動車の燃料費の一部を助成します。
人工透析通院費助成	腎臓機能全廃のため、終生血液透析を必要とする人	腎臓機能障がい者で、その更生に必要な血液透析を受けるための通院費用の一部を助成します。
障害者施設等通所費助成	在宅の障がい者で、就労のため作業訓練施設などに通所する人	作業訓練施設などへの通所費の一部を助成します。
心身障害者扶養共済制度	- 加入できる人 現に扶養している親族で、次のすべてを満たす人です。 ①年齢が65歳未満の人 ②市内に住所がある人 ③特別な疾病や障がいがない人 - 対象となる心身障がい者 ①知的障がい者 ②身体障害者手帳1～3級の交付を受けている人 ③障がいの程度が①、②と同程度と認められる人 (例:精神疾患、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など)	心身障がい者を扶養している保護者が、毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一(死亡、重度障がい)のことがあった場合に、心身障がい者へ終身一定額の年金(月額2万円又は4万円)を支給する制度です。
心身障害者福祉扶助金	- 療育手帳の交付を受けている人 - 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている人 ※次のいずれかに該当する方は除きます ①障がいを事由とする年金または手当を受給している人 ②施設に入所している人 ③福祉年金及び老齢福祉年金を受給している人	障害年金などを受給していない重度の心身障がい者へ支給します。
重度身体障害者移動支援(つばさ号)	重度の障がいがあり、車いすを使用している人。又は介助なしで歩けない人	公的機関・医療機関へ行くとき、移動が困難な重度の障がい者をボランティアが車いす送迎車で送迎します。



福祉

生活保護

生活保護

問 健康福祉課 援護係 / 村松支所 福祉係

■生活保護とは

病気やその他何らかの理由で収入がなくなるなど、生活に困っている人に対して、最低限の生活を保障するとともに、自分で自分の暮らしを支えられるよう支援する制度です。

■保護の内容

保護には、次のような扶助があります。

生活扶助	毎日の生活に必要な食費や光熱水費など
住宅扶助	家賃、地代などの費用
教育扶助	義務教育にともない必要な学用品、給食費など
医療扶助	病気やケガをした場合の医療費
介護扶助	介護サービスが必要な場合の費用
その他	出産扶助・生業扶助・葬祭扶助・一時扶助

■保護の決め方

生活保護は原則として、世帯（暮らしをともにしている家族）を単位として、その世帯の「最低生活費の額」と「世帯全員の収入額」を比較し、不足する場合にその不足する額を保護費として支給するしくみになっています。

保護を受けるにはいろいろな要件がありますので、詳しくは相談ください。

生活福祉資金貸付

問 五泉市社会福祉協議会 五泉市福祉会館1階 ☎41-1000

低所得世帯、障がい者世帯、介護が必要な高齢者のいる世帯などに対し、資金を貸し付けします。

資金の種類		貸付限度額	貸付利子	連帯保証人
総合支援資金	失業者など、日常生活全般に困難を抱えており、生活の建て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸し付けを行うことにより自立が見込まれる低所得世帯に貸し付ける資金（制度）です。			
生活支援費	生活再建に向けて就職活動を行う間の生活費（貸付期間：原則3ヶ月、最長12ヶ月以内、延長3回）	（2人以上） 月額20万円以内 （単身）月額15万円以内	無利子 ※連帯保証人を 立てない場合 は年1.5%	原則必要 ※立てない場合 でも貸付可能
住宅入居費	敷金・礼金等、住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内		
一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60万円以内		
福祉資金	所得の少ない世帯、障がい者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的とする制度です。			
福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要であると見込まれる費用	借入目的により異なる	無利子 ※連帯保証人を 立てない場合 は年1.5%	原則必要 ※立てない場合 でも貸付可能
緊急小口資金	一定の要件により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	10万円以内	無利子	不要
教育支援資金	資金を貸し付けすることにより、進学や修学の継続を支援し、世帯の将来的な自立につなげることを目的としています。			
教育支援費	低所得世帯に属する人が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するために必要な経費	（高校）月額3.5万円以内 （高専・短大） 月額6.0万円以内 （大学）月額6.5万円以内	無利子	不要 ※世帯内で連帯 借受人が必要
就学支度費	低所得世帯に属する人が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際して必要な経費	50万円以内		
不動産担保型生活資金	現在住んでいる「自己所有の不動産（土地・建物）」に、将来に向かって住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に対し、その不動産を担保として、生活資金を貸し付ける制度です。			
不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	土地の評価額の7割程度 月額30万円以内	年3%、又は長期プライムレートのいずれか低い利率	必要 ※推定相続人の 中から選任
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	居住用不動産の評価額の7割程度（集合住宅は5割） 貸付基本額の範囲内（生活扶助額の1.5倍以内）		不要

（注）総合支援資金と緊急小口資金の貸し付けに際しては、原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業などによる支援を受けるとともに実施主体及び関係機関から貸付後の継続的な支援を受けることに同意していることを要件とします。

- それぞれ貸付条件が定められていますので、詳しくは問い合わせください。
- 借入申込にあたりましては、返済計画なども含め、事前に十分な相談をさせていただきます。



福祉